

協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算(見込み) 医療分

収入	11兆3,093億円 (+1,813億円)
支出	10兆8,774億円 (+ 486億円)
収支差	4,319億円 (+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円 (+4,319億円)

※ ()内は、対前年度比。

■ 保険給付費…63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

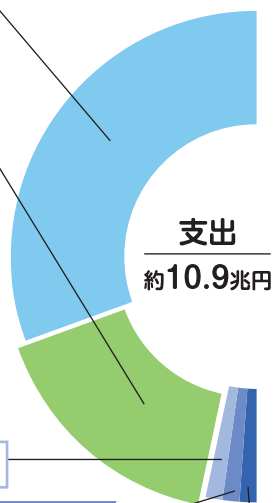
■ 高齢者医療への拠出金等…33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約 $\frac{1}{3}$ を占め、重い負担になっています。今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

■ 健診・保健指導経費…1.2%

■ 協会事務費…0.9%

■ その他の支出…1.0%



■ 保険料収入…88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料



■ 国からの補助金…11.0%

■ その他の収入…0.2%

Q

2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A

協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、**これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難い**こと。
- 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移している**ことや、今後も、**後期高齢者支援金の増加**が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

医療費の上昇を抑制するために

福岡支部 3つの重点的な取り組み



1 コラボヘルスの取り組みを通して、加入者の皆様の健康づくりを支援

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

協会けんぽ福岡支部と福岡県は、共同で「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」事業を実施しており、協会けんぽ福岡支部では以下の3つの内容を含めた「宣言内容の基本モデル」での登録を推奨しています。

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」について詳しくはこちらから▶



基本モデル

- 特定健診の受診率の目標値を設定



- 特定保健指導の利用率の目標値を設定



- 食生活の改善
- 運動習慣の定着
- 禁煙



いずれか1つ以上を選択



事業所ごとに設定した宣言内容に沿って、健康づくりに取り組んでいただきます。協会けんぽでは健診費用の補助や健康づくりの支援を行っています！

2 生活習慣病予防健診(特定健診)の実施

生活習慣病予防健診は今年度より自己負担額が 最高7,169円 → **最高5,282円** となり、より受診しやすくなっています。生活習慣病の早期発見のためにもぜひご利用ください。

3 特定保健指導の実施

健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が1人1人に合わせた健康づくりサポートを実施しています。

「特定保健指導」について詳しくはこちらから▶



令和5年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者様を対象に、被扶養者資格を満たしているかの再確認を毎年度実施しております。加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

提出期限

令和5年
12月8日(金)
まで

実施方法

協会けんぽから届いた「健康保険被扶養者状況リスト」にて、対象者の資格をご確認いただき、同封の返信用封筒でご提出ください。

送付時期

令和5年10月下旬~11月上旬にかけて
順次送付(予定)

※確認対象者がいない事業所へは送付いたしません

確認対象

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者



注意点

- 下記に該当する場合、「被扶養者現況申立書」に加え、以下の書類が必要です。
- ①被保険者と別居している被扶養者 ⇒ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生は省略可)
 - ②海外に在住している被扶養者 ⇒ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

詳しくはこちら▶



令和4年度の実施結果

被扶養者解除人数: **約7.8万人**

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額): **約9億円**

申請書・届出書は新様式をご使用ください

旧様式対応システムの稼働を終了いたしますので、今後は新様式の申請書・届出書のご使用をお願いします。

新様式はこちら▶

